

公益財団法人恵那市体育連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人恵那市体育連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県恵那市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アマチュアスポーツを普及振興して、市民の体力向上と健康増進を図るとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツの普及振興に関すること。
- (2) 公益財団法人岐阜県体育協会及び東濃地区体育協会との連絡、連携に関すること。
- (3) 加盟団体の育成強化と相互の連絡調整に関すること。
- (4) 市民総合体育大会等の開催に関すること。
- (5) 岐阜県民スポーツ大会及び東濃地区体育大会等への選手団の派遣に関すること。
- (6) スポーツ振興のため、スポーツ教室、講習会、指導者養成等に関する各事業の実施及び援助に関すること。
- (7) 競技力の向上に関すること。
- (8) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (9) この法人の表彰に関すること。
- (10) スポーツに関する調査研究に関すること。
- (11) 恵那市の事業運営業務及び体育施設の指定管理業務の受託に関すること。
- (12) スポーツの宣伝啓発に関すること。
- (13) 恵那市選手の国際大会及び全国大会出場への支援に関すること
- (14) その他この法人の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員35名以上45名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
（任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（評議員に対する報酬等）

第 13 条 評議員は、無報酬とする。ただし、この法人の業務として出張した時は、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項ただし書きに関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第 5 章 評議員会

（評議員会）

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等の額
- (3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の報告
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 事業の全部または一部の譲渡
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が、評議員にあっては第10条、理事又は監事にあっては第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第17条第1項の理事会において定めるものとし、第14条第2項及び前条の規定は適用しない。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事33名以上38名以内(うち会長1名、副会長6名以内及び専務理事1名とする)

(2) 監事2名以内

2 前項第1号の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず各理事について、その理事及びその配偶者または3親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の役員又は使用人若しくは職員等である者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事会で別途定めた事項を処理する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項の弁償の範囲及び支給の基準については、評議員会において別に定める。

(名誉役員)

第29条 この法人には、名誉役員として名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉役員の役職、選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 名誉役員は、この法人の発展又はスポーツ振興に著しく功績のあった者及び識見者のうちから、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 4 名誉役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長及び副会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 5 名誉役員の報酬は、無償とする。
(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) その他法令及びこの定款に定める事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べた時はこの限りではない。

- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第36条 この法人の第4条に定める事業を遂行する為に、必要な委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、理事会より付託された業務について審議し、理事会の承認を経てこれを処理する。
- 3 委員会の名称、委員、組織その他必要な事項については、理事会が別に定める。

第9章 加盟団体等

(加盟団体)

第37条 この法人は、次の団体を加盟団体とする。

- (1) 恵那市内を統括する各競技別スポーツ団体
- (2) 恵那市内の各町を統括するスポーツ団体
- (3) 恵那市内を統括する学校体育団体
- (4) 恵那市スポーツ少年団
- (5) 恵那市内の総合型地域スポーツクラブを統括する団体
- (6) その他理事会及び評議員会で認めたもの

(加盟)

第38条 この法人の加盟団体となろうとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得て、加盟することができる。

(脱退等)

第39条 加盟団体を脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 この法人は、加盟団体に著しく信用を失墜する行為があったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認めたときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得て、これを退会させることができる。

(負担金)

第40条 加盟団体は、別に定める負担金を納入しなければならない。

(賛助会員)

第41条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

(会費)

第42条 賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(加盟団体等に関する規定)

第43条 前6条に定めるもののほか、加盟団体及び賛助会員に関する事項は、理事会が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局その他

(事務局)

第50条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令又はこの定款で別段の定めがある場合を除き会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第13章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第22条の規定にかかわらず、この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 近藤良三、田口拓雄、和田英雄、西山さか江、山本好作、堀井敏夫、勝滋幸、藤原由久、小林規男、渡辺正雄、山本法彦、足立幸秀、西尾昭彦、志田哲雄、林宣年、伊藤勝、山口鉦一、鈴木繁生、西尾弘久、鈴木一彦、堀井辰己、安藤博己、山内孝次、西尾義男、阪上哲也、岩崎俊典、水野弘一、青山雄二、中村俊彦、土方敏晴、新井学、土屋藤夫、鈴木啓介

監事 鈴木隆文、小倉建二

4 第22条第2項の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は 近藤良三、副会長は、田口拓雄、和田英雄、西山さか江、山本好作、堀井敏夫、勝滋幸とし、専務理事は、藤原由久 とする。

5 第10条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、岐阜県教育委員会の認可を受けて理事が定めたところにより、次に掲げる者とする。

西本任良、瀬瀬慎二、千藤富久、小林敏博、和合薫、渡邊高根、福井喜章、瀬瀬宜則、後藤唯人、勝康弘、青木時男、三宅勝彦、鈴木錦吾、後藤治己、鈴木勲、西尾義典、熊谷正道、井上正義、伊藤勇貴、山本登志隆、渡邊祥夫、宮地賢治、野崎博司、進藤幸司、成瀬茂、松田博隆、曾我健二、浅野利行、安江晴彦、丸山美姫子、宮川喜久、藤井学、

大塚章源、田本國雄、可知浩幸、伊藤克己、長屋香代子、牧野芳也、後藤直弘、増倉成
徑、柘植良人

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた
日から施行する(平成27年3月6日制定)。

1. 平成27年11月4日から、別表(第5条関係)を改正する。

別表(第5条関係)

事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの

財産種別	預託先	金額
定期預金	東美濃農協本店	64,000,000円
定期預金	岐阜信用金庫恵那支店	6,000,000円
有価証券	野村証券(株)岐阜支店 (第10回利付国債)	40,000,000円 (額面)

